

# 令和7年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年5月27日(火)  
午前9時00分～午前9時45分 農業振興地域変更箇所現地視察  
午前9時45分～午前11時00分 農業委員会総会

農業委員会総会開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 藏
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 菌 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区1 古 川 千 明  
串木野地区2 藤 園 宗 男

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (3番 木場 由美子 委員 ・ 4番 樋ノ口 正信 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
- 日程第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第3 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第4 議案第27号 非農地証明願(1件)について
- 日程第5 議案第28号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第6 議案第29号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について
- 日程第7 議案第30号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第8 議案第31号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 日程第9 議案第32号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について
- 日程第10 議案第33号 農地利用最適化推進委員(市来区域)の選任について

## 会議の概要

局長 皆様おはようございます。ただ今から、令和7年第5回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の2名の方々とも、出席されていることをご報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、3番 木場由美子 委員、4番 樋ノ口正信 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇の〇〇委員、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

1～6ページになります。日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、49件62筆45,328㎡です。1番から47番は、後程22ページからの配分計画案にて新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。48番は、農地の条件が悪いことと、農業経営から撤退するための合意解約です。49番は、進入路がないため経営規模縮小による解約です。よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)については、報告のとおり受理することで異議ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第6号については、報告のとおり受理することとします。関係する委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に、日程第2議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査・報告をお願いし、2件終了後質疑に入ります。では、No.1から事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。7ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は市外居住者で経営面積はございませんが、以前は市来地域に居住しておられて、その当時から市来方面で耕作している農地があります。調査は【正】を野元委員、【副】を上迫田委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                    それでは、調査委員の報告をお願いします。

野元委員              2番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、5月22日(木)午後1時より、申請人立会いのもと、上迫田委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は7～8ページになりますので、参照してください。申請地は、農用地区域外農地です。申請地を贈与により譲り受け、現在植えてある果樹はそのまま生かし、空いている土地にカボチャ、スイカ、スナップエンドウ等、自家消費用の野菜を栽培する計画です。労働力は2人で、農機具の保有状況は噴霧器のみ、自宅からの通作距離は約8.5kmで15分程です。私たちの調査では、特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長                    それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査              9ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地で、今までも相対で譲受人が耕作をしておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは調査委員の報告をお願いします。

樋ノ口委員            4番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。5月21日8時30分から、行政書士、池田一成委員、私とで現地確認してきました。申請地は資料の9ページ、10ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。農地の売買です。農地は大里字山口渡〇〇、〇〇の2筆で、1,696㎡の田です。農地は現在譲受人が耕作されています。購入後は水稻栽培され、収穫量約1,200kgで自家消費されます。労働力は常時1人ですが、忙しい時は奥さんが手伝います。農機具はトラクター、動噴、草払い機等一式保有されています。自宅からの距離は800mです。私達は問題ないと見てまいりました。ご審議方よろしくお願ひします。

議長                    事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それではこれより、1件ごとに質疑に入ります。まずNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    それではNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではないようですので、日程第2議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしとのことですので、日程第2議案第25号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第3議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、2件終了後質疑に入ります。では、No.1から事務局の説明をお願いいたします。

原田主査

日程第3議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。11ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。借人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を使用貸借により、一般住宅を建築したいための申請であります。一般住宅として500㎡を超えており、L字型の分筆等検討しましたが、狭小農地となるため、約100㎡は家庭菜園として有効活用し、残りは住宅と駐車場として一体的に利用したいとの事で上申書が添付されております。また、借人は現在不動産会社に勤務しており、将来独立も検討しており、広い面積が必要とのこととあります。第2種農地で、その他の農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは調査委員の報告をお願いします。

木場委員

3番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について報告します。調査は5月22日14時より、譲受人の代理人立会いのもと、西委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は11、12ページを参照してください。地目は田となっておりますが、現状は畑です。貸人と借人の関係は、娘婿になります。転用目的は、現在借家住まいで手狭になったので、今回申請地に一般住宅を建築したいためです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。土地造成を行い、境界にはブロックを設置し、土や雨水等が隣接農地に流出しないようにします。用・排水計画は、用水は公共上水道、雨水排水は北側にある用水路に放流します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽にて処理します。建築物は平屋建てにして、隣接農地から2.5m以上離して建

築し、周辺農地に対する日照、通風等に特別な影響を及ぼさないよう措置します。目的の確実性は、許可あり次第着工予定です。申請地の面積が 500 m<sup>2</sup>を超えているので、上申書が 5 条申請に必要な書類と一緒に添付されています。位置図は、南は道路、北は老人ホーム、東、西は畑です。面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    それではNo.2 について、事務局の説明をお願いします。

原田主査              No.2 についてご説明いたします。13 ページをお開きください。譲受人は、申請地を贈与により譲り受け、貸駐車場・貸作業場として整備し、隣接地である令和 5 年 7 月許可済のグランピング施設を建設中の〇〇に、使用貸借するための申請であります。野元〇〇には砂利を敷設しており、始末書が添付されております。第 2 種農地で、その他の農地であります。調査委員は【正】を池田善之委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長                    それでは調査委員の報告をお願いします。

池田善之委員        10 番池田です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.2 について、説明いたします。5 月 21 日午前 8 時 30 分より、代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第 2 種農地で、その他の農地です。位置図は 13、14 ページを参照してください。転用の目的は、申請地を譲り受けて貸駐車場、貸作業場として使用したいためです。現在隣接地にグランピング施設を建築中であり、完成後の来客用駐車場や、施設の定期的な保守点検のための作業場として、貸与したいとのことでした。譲受人による被害防除計画書、残高証明書、使用貸借契約書等、第 5 条の申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は西側と南側が山林、東側と北側が道路です。北側の申請地に作業場、南側の申請地に駐車場を建設予定です。作業場の大きさは 7 m × 4 m で、草払い機等施設の保守点検用の道具を置くそうです。南側の駐車場は 1 m の切り土を行い、L 型擁壁等を設置し、土砂の流出を防ぐとのことでした。駐車台数は駐車場に 10 台、作業場に 1 台の合計 11 台です。用水の利用はなく、雨水は自然流下です。許可が下り次第着工するとのことでした。以上のことから問題はないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員からの調査・報告が終わりました。それでは、これより 1 件ごとに質疑に入ります。

まずNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第26号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第27号非農地証明願(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第27号非農地証明願1件についてであります。15ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、昭和59年3月15日に区画整理による換地処分で整地されてから、砂利を敷いて管理している状況で、始末書が添付してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第4議案第27号非農地証明願(1件)については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第27号については、非農地証明を発行することにいたします。

次に日程第5議案第28号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇の〇〇委員と、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

17～21 ページをご覧ください。日程第5議案第28号令和7年8月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。全て新規の契約で38件、66筆45,012㎡になります。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第5議案第28号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第28号については、原案のとおり決定することとします。〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に、日程第6議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

22～27 ページをご覧ください。日程第6議案第29号令和7年8月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、47件59筆44,552㎡です。先程1ページからの合意解約通知で、ご審議をいただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　ないようですので、日程第6議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、原案のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　異議なしということですので、日程第6議案第29号については、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第7議案第30号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 　　日程第7議案第30号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会1件についてであります。28ページをお開きください。いちき串木野農業振興地域整備計画の変更申請（農用地区域からの除外申請）が提出されたことに伴い、いちき串木野市長から、いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められましたので、別紙のとおり回答しようとするものであります。29ページをお開きください。5要件と記載のところを6要件に修正をお願いします。回答書にありますように、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に農業振興地域から除外するために行う農用地区域の変更は、6つの除外要件を全て満たす場合に限り除外することができるとされております。申請地も6つの要件を全て満たしております。ご審議の結果ご承認頂けましたら、このように回答したいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 　　事務局の説明が終わりましたが、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　ないようですので、日程第7議案第30号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、意見なしということでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第7議案第30号については、意見なしということで回答することといたします。

次に日程第8議案第31号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

別紙の資料をお願いします。日程第8議案第31号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)についてご説明いたします。令和7年4月に農業委員及び農地利用最適化推進委員が新たに選任されたことに伴い、初年度においてこの指針を策定することとなっております。3年ごとに見直すこととなります。内容について簡潔にご説明したいと思います。

1ページの第1基本的な考え方のところについては、前回とほとんど同様の内容となっております。農地等の利用の最適化の推進が重要で、農地中間管理機構を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう目標を定めるという内容となっております。

次の2ページの1.担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、(1)担い手への農地利用集積目標は、表の1番上に現状の面積を記載しておりますが、管内の農地面積については令和3年から平均0.7%ずつ減少しており、それを反映させて3年後、10年後の農地面積を出しております。集積の目標の考え方として、前回及び県からいちき串木野市の目標として通知があった数字、年間8haですが、これを使って集積目標を年間8ha、3年後は24ha、10年後は80haということで設定しております。下の目標設定の考え方に記載しております。

その下の担い手の育成・確保について、総農家数は2020年農林業センサスの数値となっており、前回と変更ありません。担い手の目標数については、農政課が策定している市の担い手育成総合支援協議会アクションプログラムより、年間1人増の目標で設定しております。認定新規就農者は、5年間で対象から外れるため、現状維持で設定しました。基本構想水準到達者は、前回同様現状維持です。特定農業団体その他の集落営農組織も、前回同様の目標としております。

次のページの2.遊休農地の発生防止・解消についてです。(1)の遊休農地の解消目標として、現状の面積について表の上段に記載しておりますが、下の3年後の目標、その下の目標は、10年後の目標となりますが、管内の農地面積が表のとおりとなることを想定して、前回同様、遊休農地面積を今後10年間で半分にするという目標を立て、そこから計算して年間7.97haを解消するとし、3年後に

23.9ha、10年後の令和17年には今の遊休農地面積の半分の79.7haと設定いたしました。表の下の目標設定の考え方のところに記載してあります。

5ページの3.新規参入の促進についてですが、まず修正をお願いします。(1)の表の3人の中の3.6haを4.8haへ、その下の10.6haを16haへ修正をお願いします。新規参入については非常に厳しい状況でありますので、前回に引続き年間1経営体とし、面積においては平均の年間1.6ha、3年後は3経営体で4.8ha、10年後の令和17年には10経営体で、集積面積が16haと設定いたしました。法人においても厳しい状況ですので、前回同様3年後又は10年後で1法人と設定しております。下の目標設定の考え方のところに記載してあります。

以上3点の目標については、前回もそうでしたが数値的に高く設定されておりますが、あくまでも目標であり、これを基に毎年の本市の農地利用最適化の目標設定の基準とするところであり、また、県農業会議より、修正が必要な場合は事務局で対応させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆様の方からご質疑等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第8議案第31号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第8議案第31号については、原案のとおり決定することといたします。(案)の文字を消してください。

次に日程第9議案第32号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

こちらも別紙の資料をお願いします。日程第9議案第32号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。I農業委員会の状況の1現在の体制、2農家・農地等の概要については、2020年の農林業センサスに基づいて記入した数字になります。年度当初目標からの修正等はありません。

次の2ページⅡ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標については、(1)農地の集積は①の現状及び課題、②の目標に対し、③が実績となっております。新規集積面積は38.6 ha、集積面積累計は193.3 haとなり、集積率22.0%で、達成状況は118.3%となりました。数字は農政課から頂いた資料で、担い手の農地利用集積状況調査からの数字になります。委員の活動と農政課の資料によると、〇〇の集積面積が大きかったようです。

次の(2)遊休農地の発生防止・解消については、①の現状及び課題、②の目標に対して、次の3ページの③の実績ですが、アのa緑区分の遊休農地の解消実績は△1.7 ha、目標に対し△9.8%となりました。また、次のイ新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区分の解消面積は2.1 haでした。④のその他の利用状況調査及び意向調査について、結果に記入しておりますが、令和6年度は1号遊休農地の増減があまりなかった結果となりました。

次の(3)新規参入の促進については、①の現状及び課題、②の目標に対し、次の4ページの③実績では新規参入者はおらず、目標は達成できなかったところであります。

次の2最適化活動の活動目標は、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を1人当たり月10日以上とし、強化月間を11月、12月、2月と設定、下の②実績では同様に11月、12月、2月に利用意向調査を本年度も郵送だけではなく、委員さんの訪問による意向調査も行ったところでした。

5ページの(3)新規参入相談会への参加については、②の実績にありますように、6月に新規就農者をはげます会に参加したことによる実績となります。目標の達成状況の評語としまして、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。また、推進委員等の点検・評価結果については、表のとおりとなりました。成果活動と活動実績とありますが、成果活動は目標達成まではいきませんでした、活動実績は最適化活動が平均月10日を超えていた方が多かったため、このような結果となりました。

次の6ページは、別紙で作成する事務の実施状況についてです。上から1総会、班会の開催実績としては、年間の実績を記載いたしました。2の農地法3条に基づく許可事務、その下3の農地転用に関する事務については、令和6年度の実績です。次の4違反転用への対応については、令和6年度に解消された実績1.2 haを記載いたしました。以上になります。審議・承認された後、県に提出し、詳細部分において修正がありましたら事務局で対応していきたく思いますので、ご了承いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。私から申し訳ないです

が、3ページの(3)新規参入の促進で、3年度と4年度とあるんですが、この4年度の下の6.4haという数字は、これで大丈夫ですか。5年度は3.7haになっていますが。

松原主査            ここは、前回から記載してある数字を掲載してありますので、大丈夫です。

議長                わかりました。皆様の方から何かございませんか。

外菌委員            ちょっといいですか。

議長                はい、どうぞ。

外菌委員            少し戻りますが、日程第8の2ページの(1)担い手への農地利用集積目標の現状の管内の農地面積が873haと、3ページの2.遊休農地の発生防止・解消についての管内の農地面積が978ha、それと今あった日程第9の6ページは880haと、色々数字が異なるのですが、もう一回説明をしてもらえればいいんですけど。

松原主査            下の方に注釈があります。(各注釈を読み上げ)

局長                よろしいですか。

外菌委員            すみません、わかりました。

議長                他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                ないようですので、日程第9議案第32号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長                ないようですので、日程第9議案第32号については、原案のとおり決定することとします。(案)の文字を消してください。なお、細かな訂正等については、事務局に一任していただくこととなります。

次に日程第10議案第33号いちき串木野市農地利用最適化推進委員(市来地区)の選任についてを議題といたします。事務局の説明をお

願います。

局長

本日お配りいたしました、日程第 10 議案第 33 号いちき串木野市農地利用最適化推進委員（市来地区）の選任についての資料をご覧ください。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会に関する法律第 17 条第 1 項及びいちき串木野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、「農業委員会総会で選任する」こと、同要綱第 8 条第 2 項の規定により、「農業委員会は候補者に対し選任結果を通知する」こと、また、同要綱第 9 条の規定により、「農業委員会は選任結果に基づき推進委員を委嘱する」こととなっております。従いまして、日程第 10 で、農地利用最適化推進委員（市来区域）の選任を行い、任期を令和 7 年 6 月 1 日からとしたいということもありますので、直ちに選任結果の通知を行うこととしております。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任するもので、農地等の利用の最適化推進のため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから選任すること、また、推進委員は、担当区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものです。今回、3 月末に任期満了となり、農地利用最適化推進委員の決定及び委嘱については、4 月の臨時総会で選任したところですが、市来区域については選考の段階で臨時総会直前に取り下げ願いが提出されたことから、再度公募により募集を行い、候補者選考を行うこととなったものであります。つきましては、4 月下旬から 1 か月の公募を行いました。委員の選考については、公募に先立ちまして、農業委員会に農地利用最適化推進委員選考委員会を設置し、去る 5 月 20 日選考委員会が開催され、協議、調整の上、議案にある農地利用最適化推進委員の候補者が選考されたところであり、その結果に基づき、事務局からご提案しておりますので、よろしくご承認頂きますようお願い申し上げます。候補者の詳細等議案内容につきましては、松原主査が説明いたします。

松原主査

皆さんにお配りしてある別紙の、日程第 10 議案第 33 号いちき串木野市農地利用最適化推進委員（市来地区）の選任についてをご覧ください。農地利用最適化推進委員の委嘱候補者の一覧、1 名の情報が載っております。橋口守さん、66 歳です。応募・推薦の別は団体（平ノ木場団地中山間事業）からの推薦を頂いております。詳細については資料をめくっていただいて、こちらが推薦書の写しとなっております。（農業経営の概況、推薦理由を読み上げる）

次の資料をご覧ください。選任に関する資料ですが、先程局長が説明された内容となっております。開いて頂いて、農地利用最適化推進委員制度の概要と、次のページ、市農業委員会農地利用最適化推進委

員の選任に関する要綱、こちらについても先程局長が説明されましたので割愛させていただきます。担当地区については、欠員となっていました市来区域となります。説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長                   ただ今説明がありましたが、選任について何かご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                   ないようですので、日程第 10 議案第 33 号農地利用最適化推進委員（市来区域）の選任については、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   ご異議ありませんので、日程第 10 議案第 33 号については、原案のとおり農地利用最適化推進委員を選任し、委嘱することといたします。

以上で、議事が終わりました。

## 議事録署名委員

- \_\_\_\_\_
  
- \_\_\_\_\_

